

平成28年 9 月

各位

厚生労働省労働基準局労働関係法課
労働契約係

無期転換ルールの周知及び円滑な導入について（協力依頼）

日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

労働契約法（平成19年法律第128号）第18条において、同一の使用者ととの間で、期間の定めのある労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合には、有期雇用労働者（期間の定めのある労働契約を締結している労働者）の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み（「無期転換ルール」）が規定されています。

無期転換の申込みが本格的に行われると見込まれる平成30年4月まで残り2年を切り、厚生労働省では、無期転換ルールの円滑な導入を促すため、様々な取組を行っているところです。

その取組の一環として、このたび、無期転換ルールの導入手順やポイントなどをまとめた企業向けの「無期転換ハンドブック」及び同制度の周知を目的としたポスターを作成しました。

貴団体傘下の企業において、無期転換の円滑な導入が進められるよう、本ハンドブック、ポスターを周知いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。